

す。

- ・相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現。

第2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

1. 基礎的な課題における改革の方向性

- (1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築
- (2) 障害の捉え方と諸定義の明確化

2. 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

- (1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制
 - ・改革の集中期間内における推進等を担う審議会組織の設置。
 - ・改革の集中期間終了後に、同組織を継承し障害者権利条約の実施状況の監視等を担うモニタリング機関の法的位置付け等も含め、必要な法整備の在り方を検討。
 - ・平成23年度常会への法案提出を目指す。
- (2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等
 - ・平成25年常会への法案提出を目指す。
- (3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定
 - ・障害者自立支援法を廃止し、「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向けた必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

3. 個別分野における基本的方向と進め方

- ・各個別分野については、開会の工程表としてそれぞれ検討期間を定め、事項ごとに関係府省において検討し結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

(資料2)

分野	項目
A 法の理念・目的・範囲	A-1 法の名称
	A-2 誰の何のため
	A-3 理念規定
	A-4 支援(サービス)選択権を前提とした受給権
	A-5 法の守備範囲
B 障害の範囲	B-1 法の対象規定
	B-2 手続き規定
C「選択と決定」(支給決定)	C-1 自己決定支援・相談支援
	C-2 障害程度区分の機能と問題点
	C-3「選択と決定」(支給決定)プロセスとツール
	C-4 支援(サービス)のあり方について
D 支援(サー	D-1 支援(サービス)体系のあり方につ

ビス)体系	いて D-2 生活実態に即した介助支援(サービス)等 D-3 社会参加支援(サービス) D-4 就労 D-5 地域での住まいの確保・居住サポートについて D-6 権利擁護支援等
E 地域移行	E-1 地域移行の支援、並びにその法定化 E-2 社会的入院の解消
F 地域生活の資源整備	F-1 地域生活資源整備のための措置 F-2 自立支援協議会 F-3 長時間介助等の保障 F-4 義務的経費化と国庫負担基準 F-5 国と地方の役割
G 利用者負担	G-1 応益負担の問題点と現状の評価 G-2 負担の範囲
H 報酬や人材確保等	H-1 支払方式 H-2 人材確保・育成
I その他	I-1 介護保険との問題 I-2 現行の特別対策等

支部紹介

大教大ふよう支部の取り組みについて

支部長 曾谷 直美

大教大ふよう支部はその名のとおり、大阪教育大学附属特別支援学校に通う子どもの保護者により構成されています。会員数は25名程度で、高等部の保護者が会員の多くを占めています。

ここ数年はふよう支部独自の活動をあまり行わず、活動の拠点を学齢期部会に置き、支部としては本部や学齢期部会と会員との橋渡し役を担っています。

学齢期部会での活動としましては、学齢期の子どもを持つ親の関心が高い学校卒業後の進路に関するものが多く、施設見学会や先輩お母さん方を招き学校卒業後の暮らしについてのお話を伺う機会などを設けています。

そして元気一杯の子どもたちは、バスツアーや昨年度より復活した育成会キャンプなどの事業に参加し、家や学校とも違う場での貴重な経験をさせて頂いています。

ここ数年来の制度の移り変わりにより、学齢期の子ども達を取り巻く環境もずいぶん様変わりしまし